

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、新たに知事の権限とされた事務の一部を保健所長に委任することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第1条、第2条関係）
- (2) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に関する入院勧告等に係る事務を追加しました。（第1条、第2条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、令和3年4月7日から施行することとしました。